令和６年度定期監査（第４回工事監査）の結果に関する措置等について

（令和７年５月１３日現在）

１　監査の期間　　令和７年１月１日から同年３月２４日まで

２　監査対象年度　令和６年度工事等（令和６年９月から同年１１月までの工期）

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
南部処理場送風機棟換気電気設備工事で、発注時の設計額の積算において、共通費の算定が誤っていた。	水道局 下水道部 下水道建設課	今回指摘された事項は、経費(共通仮設費・現場管理費)の算定において対象額を誤ったことが原因である。 令和５年２月１日に、係職員全員に、今回の積算ミスについて報告し、積算、照査を徹底するよう指導を行った。 また、令和６年度に営繕工事用の積算システムを導入したことで同様の積算ミスは起こらないようになったが、職員間で相互チェックを行うなど、今後も組織として再発防止に努める。 (通知受理日：令和７年４月２５日)	措置済

４　意見に対する見解

意　　見	担当局部課	見　　解
上記工事においては、工事契約締結後に設計額の違算が判明したが、工事の履行状況などを踏まえ、受注者との協議により、契約が継続された。 設計額の積算は工事の予定価格や契約額に影響する基本的かつ重要な事項であり、何より正確性が求められるものであることから照査の重要性を改めて認識し、個々の職員の能力の向上、ノウハウの継承に加え、組織内部でのチェック体制の構築と徹底を図り、違算の再発防止に努められたい。 また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を十分理解し、契約締結に際しては適正かつ慎重に対応するよう意を用いられたい。	水道局 総務部 管財契約課 下水道部 下水道建設課	下水道建設課においては、再度、同様の事象が起きないよう、職員間で相互チェックをより強化するとともに、積算ミスの事例を共有し、再発防止に努めていく。 管財契約課においては、契約締結に際し、入札参加者（辞退、棄権者は除く）のうち、失格となる者が過半数を超える場合、入札執行（落札者決定）を保留し、事業課に対して入札日中に再積算を要請し違算がないか確認する。 さらに、庁内関連部署と連携しながら設計違算が判明した場合の対応マニュアルを作成する。